

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度三河湾ブルーカーボン推進事業委託業務

2 業務の背景と目的

海草等が光合成によって海域に固定する炭素「ブルーカーボン」は、CO₂吸収源の新たな選択肢として注目を集めており、愛知県では、「あいち重点政策ファイル360プラス1」において、「三河湾における『ブルーカーボン』の取組推進（藻場の拡大により海中に取り込まれる炭素を増大）」として位置づけられている。

本業務は、画像解析技術等を活用した三河湾の藻場生態系調査を実施し、現状を把握するとともに藻場の拡大に向けて民間主導で取り組んでいくための適地を選定すること等を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日(火)まで

4 確認すべき資料

事業の実施にあたっては、次の資料等を熟読の上、これらを踏まえたものとする。

- ・ 「アマモ類の自然再生ガイドライン」（水産庁・マリノフォーラム21）
- ・ 「藻場分布図作成業務マニュアル」（環境省自然環境局生物多様性センター）
- ・ 「令和の里海づくりに向けた藻場・干潟の保全・再生の評価の手引き」（環境省）

5 委託業務の内容

三河湾内の過去の藻場の分布・面積等及び藻場現存の可能性が高い地域を既往調査結果により抽出・整理し、現地調査やアンケート調査・ヒアリング等で藻場の現状を把握するとともに今後の藻場造成の適地を選定する。また、令和6年度の実証実験において造成した藻場の簡易なモニタリングを実施する。さらに、令和9年度に策定予定の三河湾藻場再生実施計画の案の作成や、令和9年度の藻場造成のモデル事業実施に向けた準備を行う。

（1）藻場分布調査

ア 画像解析・調査計画策定

公表されている過去の調査報告や画像・GISデータ等を用いて、三河湾内の過去の藻場分布・面積を抽出するとともに、現在藻場が成立している可能性の高い地域を抽出する。当該地域においてアンケート・ヒアリング調査及び現地調査を実施するに当たり、事前に実施計画を立案するとともに、必要な資器材の準備等を行う。調査の項目と方法は4の各資料を参考とすること。

イ アンケート・ヒアリング調査

アで抽出した地域において漁協、市町村、市民団体等を対象にアンケート調査を実施し、藻場の現状について情報収集するとともに、藻場再生の活動をしている、または活動を希望している団体等を把握する。把握した団体について、個別にヒアリング

を実施し、活動実績、課題等を把握する。

ウ 現地調査

アで立案した計画及びイの調査結果に基づき、藻場が現存している可能性が高い地域において藻場の有無（ある場合は被度）及び構成種等を把握するとともに、底質・水質、海底地形、波浪条件等の環境条件を調査する。

なお、現地調査に当たっては、付近の漁業等に支障が出ないように配慮するとともに、定置網や構造物等に傷を付けないよう作業中は十分注意すること。また、作業で発生した廃棄物は受託者の責任で適正に処理すること。

エ 結果整理

ア・イ・ウの調査結果に基づき、三河湾における過去と現在の藻場の分布・面積等を比較するとともに、地盤安定性や活動主体の状況を踏まえ今後の藻場造成の適地を選定する。

(2) 藻場造成実証実験モニタリング

令和6年度の三河湾ブルーカーボン推進事業（実証実験）において造成した藻場（西尾市佐久島及び南知多町片名）について、造成翌年のアマモの活着状況（下表の各項目等）を調査する。調査は、年1回、アマモ場が最大となる5～6月に実施する。

表 モニタリング項目

大項目	小項目	方法（例）
アマモ確認調査	栄養株数・被度	潜水士による目視観察
	花枝株数	
	葉長	
	分布範囲	
生育環境調査	光量子量	船上からの現地計測
	透明度	
競合生物・利用生物等調査	水温・塩分	潜水士による目視観察
	海底地形（砂レン、浮泥等） 砂面変動	
その他	競合生物・利用生物等の出現状況	潜水士によるアマモ場の競合生物・利用生物、食害等の観察
	上記以外の有益な情報	—

(3) 三河湾藻場造成推進実施計画（案）の作成

4の資料や（1）の調査結果に基づき、今後、三河湾内において藻場造成を民間主動で進めていくための実施計画の案を作成する。計画案作成に当たっては、前述の資料等のほか、過年度の三河湾ブルーカーボン推進事業の業務実施報告書（委託契約締結後に愛知県から提供）を参考とすること。藻場は海草藻場を基本とするが、環境条件から海草類（アマモ・コアマモ）の生育が困難と思われるエリア等については、海藻を用いる計画とすることも可能とする。

(4) 藻場造成モデル事業に向けた準備

県内における藻場造成のモデルケースとして、これまでの三河湾ブルーカーボン推進事業で得た知見を活用した小規模藻場造成を令和9年度に実施するため、共同実施主体の確保、実施場所の選定、地元漁協との調整、実施計画の策定など、令和9年度にモデル事業を速やかにスタートさせるための準備を進める。また、小規模での藻場造成の試行も行う。モデル事業準備着手前にはスケジュール案を提出する。

6 打合せ協議

打合せ協議は、原則として業務着手時、調査実施計画立案時、藻場分布調査完了時、藻場造成推進実施計画（案）策定着手時、モデル事業準備着手時、モデル事業実施計画策定時、成果物納品前とし、その他必要に応じ実施するものとする。受託者は、打合せ協議の記録簿を速やかに県に提出するものとする。

これ以外に、業務実施中に疑義が生じた場合は、電話や電子メールにより迅速かつ緊密に相談・報告を行うものとする。

7 業務報告書の作成

業務実施に係る業務報告書及び5（3）の三河湾藻場再生実施計画（案）（紙媒体1部、電子媒体：DVD-R1枚）を令和9年3月23日（火）までに納品すること。なお、提出にあたっては、県と事前調整を行うものとする。

ファイル形式は、Microsoft Word若しくはMicrosoft Excel形式、及びPDF形式を標準とする。

8 疑義

本仕様書に明記なき事項等、疑義が生じた場合は、速やかに委託者に協議してその指示を受けるものとする。

9 実施計画書

本業務の目的を理解し、円滑に業務を進めるため、実施計画書を契約締結後初回の打合せ協議後7日以内に委託者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、本業務に関わる責任者及び各担当者の連絡先付き名簿を作成し、計画書と合わせて提出すること。

10 留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名定め、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務により作成する成果物の著作権等の権利は、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本委託業務の完了後も、委託者からの問合せ等に対し、真摯に対応すること。
- (5) 採用された企画の実行にあたっては、委託者と受託者の協議の上で内容を変更することがある。